



夏季一時金
(ボーナス)削減
強行に抗議する！

2009.6.11 No.35-10
編集・発行：名大職組中央執行委員会
連絡先：4913 (TEL&FAX)

Home Page : <http://nuufs.org>
e-Mail : nuufs@nuufs.org

ボーナス 0.2 月カットの強行に抗議する！ 合意なしの不利益変更は法律違反、 ただちに撤回を求める。

名古屋大学職員組合中央執行委員会

総長は、名古屋大学職員組合の同意もないまま、5月末、職員の夏季一時金の0.2月カットを労働基準監督署に届けました。

名大職組はボーナスカットに同意しておらず、今回の届け出は、労働条件の変更は労使の合意によると定めた、労働契約法に抵触しています。従って直ちにその撤回を求めます。

労働契約法は但し書きで、合理的な理由があれば変更も可能としていますが、今回の変更にあたって合理的な理由はほとんど示されていません。

示すべき理由のうち、労働条件の変更の必要性については、名古屋大学としての必要性は示されず、国民の目と社会一般情勢を理由とするのみです。このような措置は職場の士気をそぐとともに、むしろ優秀な人材確保の観点から、マイナス要因となることは明らかです。

また、労働契約法は、変更後の就業規則の相当性に関しては、代償措置その他関連する他の労働条件の改善が必要としていますが、それは全く示されていません。さらに労働組合等との誠実な交渉を求めています。団体交渉は5月21日のわずか1回のみであり、交渉の席上で合意できないとの主張に対しては、理解していただくほかに、問答無用の姿勢に終始しました。

国立大学法人として法令遵守を掲げ、社会に規範を示すべき高等教育研究機関として、このような法律に抵触する行為は許されるものではありません。

名古屋大学職員組合は、総長が直ちに団体交渉を再開し、誠実に対応するよう求めるとともに、少なくとも以下の点について要求します。

- 1. 地域手当を国家公務員と同様に12%とすること。支給は2006年4月にさかのぼって、全職員に支給すること。**
- 2. 人事院通知に従って、パートタイム勤務職員にボーナスを支給すること。**
- 3. 事務・技術職員の昇給昇格を改善し、国家公務員との10%の格差を是正する方策を具体化すること。**
- 4. 超過勤務手当予算を増額し、部局に配分すること。**

大学側の主張と労働契約法の関係

(1) 就業規則の変更

(使用者) 人事院勧告を受けて、ボーナスを0.2月カットする就業規則の変更をしたい。

(組合) 労働契約法第9条により、労働者と合意なく就業規則の不利益変更はできない。

労働契約法第9条「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない」と明記している。大学法人として法令遵守すべきだ。

(2) 不利益変更の合理性判断

(使用者) 理由は人事院勧告を受けて社会一般の情勢に適合させるためである。

(組合) その理由だけでは、労働契約法第10条に関わって下記の⑦を説明したにすぎず、不利益変更の合理性判断を何ら満たしておらず労働契約法に違反する。使用者は合意できる代償措置を組合に提案すべきである。

(労働契約法第10条 合理性判断の考慮要素)

- ①就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度
- ②使用者側の変更の必要性の内容・程度
- ③変更後の就業規則の内容自体の相当性
- ④代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況
- ⑤労働組合等との交渉の経緯
- ⑥他の労働組合又は他の従業員の対応
- ⑦同種事項に関する我が国社会における一般的状況

ボーナス凍結をはね返そう! あなたも組合へ

組合加入申込書

加入申込書は、直接事務室へお持ちいただくか、学内便で下記までお送りください。

学内便宛先：名古屋大学職員組合 TEL/FAX：052-789-4913（内線 4913）

組合事務室：工学部二号館北館 332

Home Page：http://nuufs.org

e-Mail：nuufs@nuufs.org

*組合の規約、加入の呼びかけ等は、名大職組のホームページからご覧いただけます。

年 月 日

お名前		職種	
所属部局			
E-mail もしくはTEL			
*ご質問や要望などがあればご記入下さい。			